

平成二十一年二月十九日提出
質問第一三九号

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

海上自衛隊の特殊部隊における隊員の死亡事件に係る防衛省の調査に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一七一第九二号）を踏まえ、質問する。

- 一 昨年九月、広島県江田市にある海上自衛隊の特殊部隊「特別警備隊」隊員を養成する第一術科学校の特
別警備課程において、一人で十五人を相手にする格闘訓練を受けていた男性三等海曹が意識不明になり、
約二週間後に死亡した事件（以下、「三等海曹死亡事件」という。）が発生したことについて、「前回答
弁書」では「御指摘の海上自衛隊における死亡事案については、引き続き海上自衛隊呉地方総監部幕僚長
を長とする事故調査委員会における調査が行われているとともに、海上自衛隊警務隊による捜査も引き続
き行われているところである。」と、「三等海曹死亡事件」が発生して五カ月の月日が経過した今も、未
だ海上自衛隊の事故調査委員会による調査と、海上自衛隊警務隊による捜査が完了していないことが明ら
かにされている。「三等海曹死亡事件」に係る調査及び捜査にかくも時間がかかるのはなぜか。
- 二 前回質問主意書で、防衛省として三等海曹のご遺族に対し、精神的なケア等の対応をとっているかと問
うたところ、「前回答弁書」では「防衛副大臣が、平成二十年十一月十一日に御遺族を訪問し、謝罪した
ところであるが、お尋ねの対応については、御遺族との関係にかんがみ、明らかにすることは差し控えた

い。」との答弁がなされているが、防衛省が右を明らかにできない理由は何か。当方は三等海曹のご遺族のプライバシーに関わることは何も問うておらず、ただ防衛省の対応のあり方のみを問うているだけであるが、防衛省が三等海曹のご遺族に対する対応について説明できないとする理由を明らかにされたい。

三 「前回答弁書」に「現時点で、公務上の災害に対する補償は行っていない。」とある様に、大切な家族を亡くしたのにも関わらず、三等海曹のご遺族に対して公務上の災害に対する補償が行われていない。

「三等海曹死亡事件」に係る調査及び捜査が終了していなくても、二の答弁にある様に防衛副大臣が昨年十一月十一日にご遺族に謝罪したということは、三等海曹の死亡は防衛省に責任があると認めたことに他ならないと考える。右の調査及び捜査は別として、三等海曹のご遺族に対して一日も早く然るべき補償をするべきではないのか。防衛省の見解如何。

右質問する。